

「港湾整備特別会計」

1. 港湾整備特別会計(港湾整備勘定)の設置目的、業務内容

(1) 根拠法

港湾整備特別会計法(昭和 36 年 法律第 25 号)

(2) 設置の目的

港湾整備事業で国が施行するものに関する経理を明確にする目的で設置された。

(港湾整備特別会計法第一条第一項)

港湾整備事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(3) 港湾整備勘定が経理している事業の内容

- ① 港湾施設の建設又は改良の事業、港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの及び開発保全航路の開発及び保全の事業で、国が施行するもの。(直轄港湾整備事業)
- ② 直轄港湾整備事業に密接な関連のある等の工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの。(港湾整備関係受託工事)
- ③ 港湾施設の建設又は改良の事業、港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもので、港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金。
- ④ 広域臨海環境整備センター法の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良に係る補助金。
- ⑤ 次のものに係る貸付け
 - a 港湾法第 55 条の 7 第 1 項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良
 - b 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第 2 条第 1 項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良
 - c 民間都市開発の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項の規定によるもの
 - d 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 13 条第 1 項によるもの
 - e 都市再生特別措置法第 30 条第 1 項の規定による貸付金
- ⑥ 国が施行する海岸事業、災害復旧事業、空港関係工事及び特定港湾施設工事勘定にかかる工事の事務費

(港湾整備特別会計法第四条第二項)

港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に関する費用(国が北海道又は沖縄県で

行うこれらの事業又は工事に関する職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。)

- 二 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事、特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの工事に関する事務費を除く。）
- 三 港湾整備事業（第一条第三項に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ）で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金
- 三の二 広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金
- 四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による貸付金
- 五 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条の規定による貸付金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による貸付金
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金
- 八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金
- 九 第九条の規定による一般会計への繰入金

(4)事業の財源等

港湾整備勘定の経理する事業は、次の収入を財源として行われる。

- ①一般会計等他会計からの繰入金
- ②直轄港湾整備事業に係る港湾管理者からの負担金
- ③受託工事に係る委託者からの納付金
- ④貸付金の償還金
- ⑤附属雑収入

（港湾整備特別会計法第四条第一項）

港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金、空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第十一条第一項の規定による空港整備特別会計からの繰入金及び第八条第一項の規定による特定港湾施設工事勘定からの繰入金
- 二 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百八条第四項の規定による負担金で、直轄港湾整備事業に係るもの
- 三 港湾整備関係受託工事に係る納付金
- 四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による貸付金の償還金
- 五 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条の規定による貸付金の償還金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による貸付金の償還金

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金

(5) 完成した港湾施設の財産の帰属

- ・「港湾整備事業で国が施行する」ものにより整備された完成施設は、公共用財産（国有港湾施設）として、一般会計に帰属する。
- ・ 補助金交付や貸付の対象となった港湾施設は、事業者である港湾管理者（地方公共団体）等の財産である。

2. 港湾整備特別会計(特定港湾施設工事勘定)の設置目的、業務内容

(1) 根拠法

港湾整備特別会計法(昭和 36 年 法律第 25 号)

(2) 設置の目的

港湾整備事業で国が施行するものに関する経理を明確にする目的で設置された。

(港湾整備特別会計法第一条第一項)

港湾整備事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(3) 特定港湾施設工事勘定が経理している事業の内容

- ① 特定港湾施設整備特別措置法第 2 条に規定する特定港湾施設工事
- ② 企業合理化促進法第 8 条第 4 項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する港湾工事。(企業合理化関係港湾工事)
- ③ 公害防止事業費事業者負担法第 2 条第 2 項に規定する公害防止事業である港湾工事で国土交通大臣が施行するもの。(公害防止関係港湾工事)
- ④ 港湾法第 43 条の 10 において準用する企業合理化促進法第 8 条第 2 項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する開発保全航路に関する工事。(企業合理化関係開発保全航路工事)
- ⑤ 上記(1)から(4)の工事に関連して施行する港湾整備事業で国土交通大臣が施行するもの。(特定港湾施設関係受託工事)

(港湾整備特別会計法第五条第二項)

特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

- 一 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する費用(これらの工事に関する事務費を除く。)
- 二 第八条第一項の規定による港湾整備勘定への繰入金
- 三 第九条の規定による一般会計への繰入金

(4) 事業の財源等

特定港湾施設工事勘定の経理する事業は、次の収入を財源として行われる。

- ① 一般会計等他会計からの繰入金
- ② 直轄港湾整備事業に係る港湾管理者からの負担金
- ③ 直轄港湾整備事業に係る事業者からの負担金
- ④ 受託工事に係る委託者からの納付金

⑤附属雑収入

(港湾整備特別会計法第五条第一項)

特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもってその歳入とする。

- 一 第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金
- 二 港湾法第四十三条の九第二項 において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項 において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法百八条第四項、特定港湾施設整備特別措置法第四条、港湾法第四十三条の十 において準用する企業合理化促進法第八条第二項、同法第八条第四項 又は公害防止事業費事業者負担法 の規定による負担金で、特定港湾施設工事等に係るもの
- 三 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金

(5)完成した港湾施設の財産の帰属

「港湾整備事業で国が施行する」ものにより整備された完成施設は、公共用財産(国有港湾施設)として、一般会計に帰属する。

歳入歳出決算の概要等

港湾整備勘定

収納済歳入額は、 435,945 百万円
支出済歳出額は、 418,179 百万円
歳入歳出差引 17,766 百万円の剰余を生ずる。

この剰余金は、港湾整備特別会計法(昭和 36 年法律第 25 号)第 18 条第 1 項の規定により翌年度への歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

なお剰余金のうち繰越財源は、 10,981 百万円
産業投資特別会計への繰戻額は、 33 百万円
精算還付金財源は、 811 百万円
純剰余金は、 5,941 百万円 である。

特定港湾施設工事勘定

収納済歳入額は、 14,630 百万円
支出済歳出額は、 13,653 百万円
歳入歳出差引 976 百万円の剰余を生ずる。

この剰余金は、港湾整備特別会計法第 18 条第 2 項の規定により工事別等の区分により翌年度への歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

なお剰余金のうち繰越財源は、 673 百万円
精算還付金財源は、 2 百万円
純剰余金は、 301 百万円 である。

歳入歳出決算の概要等(平成15年度決算)

[歳 入]

[歳 出]

(港湾整備勘定)

(単位:億円)	
一般会計より受入	3,109
産業投資特別会計より受入	7
空港整備特別会計より受入	11
港湾管理者工事費負担金収入	720
受託工事納付金収入	146
特定港湾施設工事勘定より受入	10
償還金収入	77
前年度剰余金受入	260
雑収入	19
歳入合計	4,359

(港湾整備勘定)

(単位:億円)	
港湾事業費(全体)	3,768
埠頭整備等資金貸付金	21
港湾事業資金貸付金	1
改革推進公共投資港湾事業資金貸付金	7
受託工事費	134
産業投資特別会計へ繰入	30
港湾事業等工事諸費	220
予備費	-
歳出合計	4,181

港 湾 整 備 勘 定

(特定港湾施設工事勘定)

(単位:億円)	
一般会計より受入	42
港湾管理者工事費負担金収入	26
受益者工事費負担金収入	73
前年度剰余金受入	5
雑収入	0
歳入合計	146

(特定港湾施設工事勘定)

(単位:億円)	
エネルギー港湾施設工事費	126
工事諸費港湾整備勘定へ繰入	10
予備費	-
歳出合計	136

特 定 港 湾 施 設 工 事 勘 定

平成15年度 他会計・他勘定間の財政資金の流れ

【港湾整備勘定】

(単位:百万円)

所管会計名	組 織	歳入		歳出	
		科 目	金 額	科 目	金 額
国土交通省 一般会計	国土交通本省	一般会計より受入	310,893	港湾事業費	261,859
		港湾事業費	a 210,973	a	191,278
		海岸事業工事諸費	b 612	l	50,002
		河川等災害復旧事業等 工事諸費	c 26	p	3,285
		北海道港湾事業費	d 40,711	q	216
		離島振興事業費	e 31,786	t	17,010
		国土総合開発事業調整 費	f 200	u	67
		北海道港湾事業費			52,565
				d	40,711
				m	11,633
内閣府 一般会計	内閣本府	沖縄開発事業費	g 26,265	t	220
		沖縄北部特別振興対策 特定開発事業推進費	h 316		
財務省 産業投資 特別会計		産業投資特別会計より 受入	i 706	離島港湾事業費	31,489
				e	31,159
国土交通省 空港整備 特別会計		空港整備特別会計より 受入	j 1,013	沖縄港湾事業費	30,426
				g	24,510
		特定港湾施設工事勘定 より受入	k 1,060	o	832
				t	5,082
		港湾管理者工事費負担 金収入	72,052	埠頭整備等資金貸付金	a 2,077
		内地	l 59,109	i	86
		北海道	m 11,728	改革推進公共投資港湾 事業資金貸付金	765
		離島	n 207	i	587
		沖縄	o 1,007	t	177
		償還金収入	7,720	受託工事費	13,346
	埠頭整備資金貸付 金償還金	p 4,430	s	13,007	
	港湾開発資金貸付 金償還金	q 216	t	339	
	収益回収公共事業 資金貸付金償還金	r 3,072	港湾事業等工事諸費	21,984	
	受託工事納付金収入	s 14,564	a	12,386	
	前年度剰余金受入	t 26,016	b	608	
	雑収入	u 1,918	c	20	
			e	181	
			j	983	
			k	1,054	
			l	5,524	
			n	24	
			s	828	
			t	373	
			r	3,072	
			産業投資特別会計へ繰 入		
			改革推進公共投資事業 清算金産業投資特別会 計へ繰入	t 6	
			国土総合開発事業調整 費	f 200	
			沖縄北部特別振興対策 特定開発事業推進費	h 297	
		合 計	435,945	合 計	418,179

歳入記号(a, b, c...)は歳出記号(a, b, c...)に対応する

平成15年度 他会計・他勘定間の財政資金の流れ

【特定港湾施設工事勘定】

(単位:百万円)

所管会計名	組 織	歳入		歳出	
		科 目	金 額	科 目	金 額
国土交通省 一般会計	国土交通本省	一般会計より受入	4,233	エネルギー港湾施設工 事費	12,593
		港湾事業費	a 4,233	a	3,717
		港湾管理者工事費負担 金収入	b 2,586	b	2,321
		受益者工事費負担金収 入	c 7,255	c	6,363
		前年度剰余金受入	d 553	d	190
		雑収入	e 1	工事諸費港湾整備勘定 へ繰入	1,060
					a
			b	175	
			c	499	
			d	77	
		合 計	14,630	合 計	13,653

歳入記号(a, b, c...)は歳出記号(a, b, c...)に対応する

「港湾整備特別会計（港湾整備勘定）平成15年度財務書類」

貸借対照表

港湾整備勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 平成15年3月31日	本会計年度 平成16年3月31日		前会計年度 平成15年3月31日	本会計年度 平成16年3月31日
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	26,019	17,768	未払金	10,900	9,988
たな卸資産	25,789	26,879	保管金等	3	1
未収金	9,431	8,317	前受金	339	655
前払費用	2	2	賞与引当金	832	1,149
貸付金	111,554	106,762	産業投資特別会計繰戻未済金	73,552	71,178
貸倒引当金	△ 1	△ 1	退職給付引当金	40,023	39,308
有形固定資産	127,645	123,352			
国有財産(公共用財産を除く)	121,087	118,032			
土地	60,698	59,381			
立木竹	33	33	負債合計	125,651	122,282
建物	16,352	16,770	<資産・負債差額の部>		
工作物	28,489	26,533	資産・負債差額	179,002	164,748
船舶	15,219	14,128			
建設仮勘定	294	1,185			
物品	6,557	5,319			
無形固定資産	3,662	3,399			
出資金	549	549			
資産合計	304,653	287,031	負債及び資産・負債差額合計	304,653	287,031

業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	本会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
人件費	18,453	17,812
賞与引当金繰入額	832	1,149
退職給付引当金繰入額	1,187	1,262
港湾施設整備費	292,947	185,497
補助金等	120,960	118,438
一般会計へ繰入	43	55
庁費等	1,750	6,719
その他の経費	497	575
減価償却費	8,002	8,005
貸倒引当金戻入額	△ 145	0
資産処分損益	11,026	2,514
本年度業務費用合計	455,557	342,031

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	本会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	219,570	179,002
II 本年度業務費用合計	△ 455,557	△ 342,031
III 財源	415,439	400,071
1 自己収入	113,735	87,103
港湾管理者工事費負担金収入	88,754	72,052
受託工事納付金収入	21,205	13,158
その他の財源	3,775	1,893
2 他会計(勘定)からの受入	301,703	312,967
一般会計からの受入	299,739	310,893
空港整備特別会計からの受入	1,198	1,013
特定港湾施設工事勘定からの受入	765	1,060
IV 無償所管換等	△ 449	△ 72,293
V 資産評価差額	-	-
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	179,002	164,748

区分別収支計算書

港湾整備勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 自 14年4月1日 至 15年3月31日	本会計年度 自 15年4月1日 至 16年3月31日
I. 業務収支		
1 財源		
港湾管理者工事費負担金収入	88,754	72,052
受託工事納付金収入	15,260	14,564
資産売払収入	717	395
貸付金の回収による収入	9,185	7,720
その他の収入	2,507	1,523
一般会計からの受入	299,739	310,893
産業投資特別会計からの受入	35,596	706
空港整備特別会計からの受入	1,198	1,013
特定港湾施設工事勘定からの受入	765	1,060
前年度剰余金受入	38,317	26,016
財源合計	492,043	435,945
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 21,770	△ 20,595
港湾施設整備費	△ 293,483	△ 188,797
補助金等	△ 121,212	△ 119,376
一般会計への繰入	△ 43	△ 55
産業投資特別会計への繰入	△ 5,806	△ 3,079
貸付けによる支出	△ 14,606	△ 2,928
庁費等の支出	△ 1,790	△ 6,688
その他の支出	△ 512	△ 579
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 459,226	△ 342,102
(2)施設整備支出		
土地に関する支出	△ 15	△ 13,114
建物等に関する支出	△ 6,784	△ 62,962
施設整備支出合計	△ 6,799	△ 76,076
業務支出合計	△ 466,026	△ 418,179
業務収支	26,016	17,766
II. 財務収支	-	-
本年度収支	26,016	17,766
翌年度歳入繰入	26,016	17,766
収支に関する換算差額	-	-
資金本年度末残高	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	3	1
本年度末現金・預金	26,019	17,768

1. 重要な会計方針

①たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

②有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

③無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

④貸倒引当金の計上基準

個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

⑤賞与引当金の計上基準

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

勤勉手当 $\text{翌年度勤勉手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

⑥退職給付引当金の計上基準

1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

$\text{勤続年数階層毎人員数} \times \text{平均俸給額} \times \text{自己都合退職手当支給率}$

2) 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

3) 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

2. 偶発債務

佐伯市における養殖真珠被害損害賠償請求事件(大分地裁平成15年(ワ)第244号)

損害賠償請求額 85 百万円

現在係争中である。

3. 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、36,412 百万円である。

② 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、72,710 百万円である。

4. 追加情報等

① 出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当該年度の剰余金、歳入歳出外現金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・「未収金」には、雑収入に係る債権、受託工事納付金債権、消費税還付金等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、埠頭公社等に対する埠頭整備等資金貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に港湾事務所等に係るものを計上している。
- ・「立木竹」には、港湾事務所等に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物(門扉等)を計上している。
- ・「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、船舶の建造に係る国庫債務負担行為の額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、児童手当・国家公務員災害補償費の未払額、未払消費税を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末にかかる契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託工事納付金収納済みを計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度 6 月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当(退職一時金)、整理資源(昭和 34 年 10 月以前の恩給公務員期間に係る給付)、国家公務員災害補償年金(国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金)に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「産業投資特別会計繰戻未済金」には、港湾整備特別会計法に基づく産業特別会計からの繰入金で繰戻すことが規定されている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る額を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、施設整備に要する事業費を計上している。
- ・「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計へ繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金戻入額」には、会計年度末の債権に係る貸倒引当金の取崩額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費、国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「特定港湾施設工事勘定からの受入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「無償所管換」には、国有財産の無償所管換額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
- ・「資産売払収入」には、固定資産の売払に伴う収入額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、貸付金の回収による収入額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。

- ・「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費に充てるための受入額、港湾整備事業に要する経費及び国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項の規定による受入額を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「特定港湾施設工事勘定からの受入」には、特定港湾施設工事等の施行のための必要な人件費及び事務の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、港湾施設整備に要する事業費の支出額を計上している。
- ・「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源にあてるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、港湾整備特別会計法附則第21項の規定による繰入額を計上している。
- ・「貸付による支出」には、港湾管理者等への貸付に係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

5. その他

- ①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ②その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
 - ・金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
 - ・100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産（岸壁、防波堤等）は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。
したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公用財

産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,744,522	94,482	-	132,707	4,706,297
用地	217,546	13,114	82	-	230,578
公共用財産	4,962,068	107,596	82	128,511	4,936,875

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① たな卸資産の明細

(単位:百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	25,781	21,098	20,012	-	26,867
修理用部品	6	1	0	-	7
燃料	1	-	1	-	-
雑機器	-	4	-	-	4
合計	25,789	21,104	20,013	-	26,879

② 未収金の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	本年度末残高
受託工事費未収金	地方公共団体	7,432
還付消費税	一般会計国庫収納整理基金	873
その他未収金	民間事業者等	10
合計		8,317

③ 貸付金の明細

(単位:百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由
港湾管理者等	25,854	1,493	1,946	25,402	埠頭整備等資金貸付等
公益法人	70,010	1,348	4,492	66,866	埠頭整備等資金貸付等
民間事業者	15,689	86	1,281	14,493	港湾事業資金貸付等
合計	111,554	2,928	7,720	106,762	

④ 固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
普通財産						
土地	3,251	171	1,375	-	-	2,048
立木竹	0	-	-	-	-	0
建物	26	38	29	1	-	34
工作物	27	25	15	2	-	35
船舶	37	13	50	0	-	0
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	3,344	250	1,471	3	-	2,119
行政財産						
土地	57,446	148	282	-	-	57,332
立木竹	32	0	0	-	-	32
建物	16,326	1,305	211	684	-	16,736
工作物	28,461	930	210	2,683	-	26,498
船舶	15,181	1,189	10	2,233	-	14,128
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	294	1,185	294	-	-	1,185
小計	117,743	4,759	987	5,600	-	115,913
国有財産合計	121,087	5,009	2,459	5,604	-	118,032
公共用財産						
公共用財産用地	-	-	-	-	-	-
公共用財産施設	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
物品	6,557	776	751	1,262	-	5,319
小計	6,557	776	751	1,262	-	5,319
有形固定資産合計	127,645	5,785	3,210	6,867	-	123,352
無形固定資産						
国有財産						
電話加入権	91	4	-	-	-	95
ソフトウェア	3,570	872	-	1,138	-	3,304
無形固定資産合計	3,662	876	-	1,138	-	3,399
有形固定資産・無形固定資産合計	131,307	6,661	3,210	8,005	-	126,752

⑤ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位:百万円)

種類	前年度末残高	評価差額の 繰入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
出資(時価のないもの)							
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	-	-	-	-	-	492
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	-	-	-	-	-	57
合計	549	-	-	-	-	-	549

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位:百万円)

出資先	出資金額 (固有財産台 帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表 計上額	使用財務諸表
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	15,326	2,172	13,153	14,052	492	3.51%	481	492	法定財務諸表
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	10,386	1,948	8,437	7,599	57	0.75%	63	57	法定財務諸表
合計	549	25,712	4,121	21,591	21,652	549		524	549	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

未払金の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	本年度末残高
補助金差額	地方公共団体 (港湾管理者)	9,953
児童手当	職員	5
公務災害補償費	職員	21
遺族補償年金	職員遺族	7
未払消費税		-
合計		9,988

2. 業務費用計算書

(1) 補助金等の明細

補助金等の明細

(単位:百万円)

名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	地方公共団体 (港湾管理者)	118,438	事業費等の補助	無
合計		118,438		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

財源の明細

(単位:百万円)

	金額
(款)雑収入	1,893
(項)雑収入	1,893
合計	1,893

(2) 財産の無償所管換等の明細

無償所管換の明細

(単位:百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換(受)	国(一般会計)	35	土地	公共用財産から 公用財産への 変更	
財産の無償所管換(渡)	国(一般会計)	72,329	土地等	公共用財産を 一般会計へ帰 属	
合計		-72,294			

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)

	金額
(款)雑収入	1,523
(項)雑収入	1,523
合計	1,523

(2) その他歳計外現金・預金の明細

その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位:百万円)

	金額
前年度末残高	3
本年度受入	1
本年度払出	3
本年度末残高	1

参考情報

機会費用

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受け入れた受入金に係る機会費用は以下のとおりです。

なお、算定利回りは、当該年度末における10年利付国債利回りとなっております。

71,178 百万円(「他会計繰戻未済金」の年度末残高) \times 0.01435 = 1,021 百万円

「港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定）平成15年度財務書類」

貸借対照表

特定港湾施設工事勘定

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	平成15年3月31日	平成16年3月31日		平成15年3月31日	平成16年3月31日
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	553	976			
たな卸資産	6,483	6,425			
有形固定資産	61	83			
国有財産(公共用財産を除く)	42	44			
建物	31	29	負債合計	—	—
工作物	1	5	<資産・負債差額の部>		
船舶	10	8	資産・負債差額	7,105	7,489
物品	18	39			
無形固定資産	6	4			
資産合計	7,105	7,489	負債及び資産・負債差額合計	7,105	7,489

業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	本会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
エネルギー港湾施設工事費	11,535	12,606
港湾整備勘定への繰入	765	1,060
庁費等	13	13
減価償却費	14	11
資産処分損益	46	—
本年度業務費用合計	12,375	13,692

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	本会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	6,240	7,105
II 本年度業務費用合計	△ 12,375	△ 13,692
III 財源	13,241	14,076
1 自己収入	9,000	9,843
港湾管理者工事費負担金収入	2,276	2,586
受益者工事費負担金収入	6,723	7,255
その他の財源	0	1
2 他会計(勘定)からの受入	4,240	4,233
一般会計からの受入	4,240	4,233
IV 無償所管換等	-	-
V 資産評価差額	-	-
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	7,105	7,489

区分別収支計算書

特定港湾施設工事勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 自 14年4月1日 至 15年3月31日	本会計年度 自 15年4月1日 至 16年3月31日
I. 業務収支		
1 財源		
港湾管理者工事費負担金収入	2,276	2,586
受益者工事費負担金収入	6,723	7,255
その他の収入	0	1
一般会計からの受入	4,240	4,233
前年度剰余金受入	3,098	553
財源合計	16,339	14,630
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
エネルギー港湾施設工事費	△ 14,992	△ 12,560
港湾整備勘定への繰入	△ 765	△ 1,060
庁費等の支出	△ 19	△ 6
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 15,777	△ 13,626
(2) 施設整備支出		
建物等に関する支出	△ 7	△ 26
施設整備支出合計	△ 7	△ 26
業務支出合計	△ 15,785	△ 13,653
業務収支	553	976
II. 財務収支	-	-
本年度収支	553	976
翌年度歳入繰入	553	976
収支に関する換算差額	-	-
資金本年度末残高	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	-	-
本年度末現金・預金	553	976

1. 重要な会計方針

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

② 有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

③ 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

2. 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、472 百万円である。

② 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、1,828 百万円である。

3. 追加情報等

① 出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当該年度の剰余金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物(門扉等)を計上している。
- ・「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・「物品」には、取得価額が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費を計上している。
- ・「港湾整備勘定への繰入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事

務費の財源に当てるための繰入額を計上している。

- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者(電力会社)からの負担金収入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者(電力会社)からの負担金収入額を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費を計上している。
- ・「港湾整備勘定への繰入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に充てられる支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。

4. その他

- ①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ②その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
 - ・金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
 - ・100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産(岸壁、防波堤等)は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,744,522	94,482	-	132,707	4,706,297
用地	217,546	13,114	82	-	230,578
公共用財産	4,962,068	107,596	82	128,511	4,936,875

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① たな卸資産の明細

たな卸資産の明細 (単位:百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	6,483	7,422	7,481	-	6,425
合計	6,483	7,422	7,481	-	6,425

② 固定資産の明細

固定資産の明細 (単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
普通財産						
土地	-	-	-	-	-	-
立木竹	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-
工作物	-	-	-	-	-	-
船舶	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
行政財産	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-
立木竹	-	-	-	-	-	-
建物	31	0	-	1	-	29
工作物	1	4	-	0	-	5
船舶	10	-	-	1	-	8
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	42	4	-	2	-	44
国有財産合計	42	4	-	2	-	44
公共用財産						
公共用財産用地	-	-	-	-	-	-
公共用財産施設	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
物品	18	26	-	6	-	39
小計	18	26	-	6	-	39
有形固定資産合計	61	30	-	9	-	83
無形固定資産						
国有財産						
電話加入権	0	-	-	-	-	0
ソフトウェア	5	-	-	2	-	3
無形固定資産合計	6	-	-	2	-	4
有形固定資産・無形固定資産合計	68	30	-	11	-	87

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

財源の明細 (単位:百万円)

	金額
(款)雑収入	1
(項)雑収入	1
合計	1

3. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)

	金額
(款)雑収入	1
(項)雑収入	1
合計	1

「港湾整備特別会計：平成15年度勘定合算財務書類」

合 算 貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	平成15年3月31日	平成16年3月31日		平成15年3月31日	平成16年3月31日
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	26,573	18,745	未払金	10,900	9,988
たな卸資産	32,273	33,305	保管金等	3	1
未収金	9,431	8,317	前受金	339	655
前払費用	2	2	賞与引当金	832	1,149
貸付金	111,554	106,762	産業投資特別会計繰戻未済金	73,552	71,178
貸倒引当金	△ 1	△ 1	退職給付引当金	40,023	39,308
有形固定資産	127,706	123,435			
国有財産(公共用財産を除く)	121,130	118,077			
土地	60,698	59,381			
立木竹	33	33	負債合計	125,651	122,282
建物	16,383	16,800	<資産・負債差額の部>		
工作物	28,490	26,539	資産・負債差額	186,108	172,237
船舶	15,229	14,137			
建設仮勘定	294	1,185			
物品	6,576	5,358			
無形固定資産	3,669	3,404			
出資金	549	549			
資産合計	311,759	294,520	負債及び資産・負債差額合計	311,759	294,520

業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	本会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
人件費	18,453	17,812
賞与引当金繰入額	832	1,149
退職給付引当金繰入額	1,187	1,262
港湾施設整備費	292,947	185,497
エネルギー港湾施設工事費	11,535	12,606
補助金等	120,960	118,438
一般会計へ繰入	43	55
庁費等	1,763	6,733
その他の経費	497	575
減価償却費	8,017	8,017
貸倒引当金戻入額	△ 145	0
資産処分損益	11,072	2,514
本年度業務費用合計	467,166	354,663

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	本会計年度 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	225,810	186,108
II 本年度業務費用合計	△ 467,166	△ 354,663
III 財源	427,914	413,087
1 自己収入	122,736	96,947
港湾管理者工事費負担金収入	91,031	74,638
受益者工事費負担金収入	6,723	7,255
受託工事納付金収入	21,205	13,158
その他の財源	3,776	1,894
2 他会計(勘定)からの受入	305,178	316,140
一般会計からの受入	303,979	315,127
空港整備特別会計からの受入	1,198	1,013
IV 無償所管換等	△ 449	△ 72,293
V 資産評価差額	-	-
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	186,108	172,237

合算区分別収支計算書

港湾整備特別会計

(単位:百万円)

	前会計年度 自 14年4月1日 至 15年3月31日	本会計年度 自 15年4月1日 至 16年3月31日
I. 業務収支		
1 財源		
港湾管理者工事費負担金収入	91,031	74,638
受益者工事費負担金収入	6,723	7,255
受託工事納付金収入	15,260	14,564
資産売払収入	717	395
貸付金の回収による収入	9,185	7,720
その他の収入	2,507	1,524
一般会計からの受入	303,979	315,127
産業投資特別会計からの受入	35,596	706
空港整備特別会計からの受入	1,198	1,013
前年度剰余金受入	41,415	26,570
財源合計	507,616	449,515
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 21,770	△ 20,595
港湾施設整備費	△ 293,483	△ 188,797
エネルギー港湾施設工事費	△ 14,992	△ 12,560
補助金等	△ 121,212	△ 119,376
一般会計への繰入	△ 43	△ 55
産業投資特別会計への繰入	△ 5,806	△ 3,079
貸付けによる支出	△ 14,606	△ 2,928
庁費等の支出	△ 1,810	△ 6,694
その他の支出	△ 512	△ 579
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 474,238	△ 354,669
(2)施設整備支出		
土地に関する支出	△ 15	△ 13,114
建物等に関する支出	△ 6,791	△ 62,989
施設整備支出合計	△ 6,807	△ 76,103
業務支出合計	△ 481,046	△ 430,772
業務収支	26,570	18,743
II. 財務収支	-	-
本年度収支	26,570	18,743
翌年度歳入繰入	26,570	18,743
収支に関する換算差額	-	-
資金本年度末残高	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	3	1
本年度末現金・預金	26,573	18,745

1. 重要な会計方針

①たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

②有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

③無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

④貸倒引当金の計上基準

個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

⑤賞与引当金の計上基準

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

⑥退職給付引当金の計上基準

1)退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

2) 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

3) 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

2. 偶発債務

佐伯市における養殖真珠被害損害賠償請求事件(大分地裁平成15年(ワ)第244号)

損害賠償請求額 85 百万円

現在係争中である。

3. 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、36,884 百万円である。

② 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、74,539 百万円である。

4. 追加情報等

① 出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当該年度の剰余金、歳入歳出外現金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・「未収金」には、雑収入に係る債権、受託工事納付金債権、消費税還付金等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、埠頭公社等に対する埠頭整備等資金貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に港湾事務所等に係るものを計上している。
- ・「立木竹」には、港湾事務所等に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物(門扉等)を計上している。
- ・「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、船舶の建造に係る国庫債務負担行為の額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、児童手当・国家公務員災害補償費の未払額、未払消費税を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末にかかる契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託工事納付金収納済みを計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度 6 月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当(退職一時金)、整理資源(昭和 34 年 10 月以前の恩給公務員期間に係る給付)、国家公務員災害補償年金(国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金)に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「産業投資特別会計繰戻未済金」には、港湾整備特別会計法に基づく産業特別会計からの繰入金で繰戻すことが規定されている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る額を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、施設整備に要する事業費を計上している。
- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費を計上している。
- ・「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計へ繰入」には、北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入額及び退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金戻入額」には、会計年度末の債権に係る貸倒引当金の取崩額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者(電力会社)からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費、国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「無償所管換」には、国有財産の無償所管換額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者(電力会社)からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。

- ・「資産売却収入」には、固定資産の売却に伴う収入額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、貸付金の回収による収入額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費に充てるための受入額、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費、港湾整備事業に要する経費及び国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項の規定による受入額を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、港湾施設整備に要する事業費の支出額を計上している。
- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費を計上している。
- ・「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源にあてるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、港湾整備特別会計法附則第21項の規定による繰入額を計上している。
- ・「貸付による支出」には、港湾管理者等への貸付に係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

5. その他

- ①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ②その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
 - ・金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
 - ・100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

③港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産(岸壁、防波堤等)は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,744,522	94,482	-	132,707	4,706,297
用地	217,546	13,114	82	-	230,578
公共用財産	4,962,068	107,596	82	128,511	4,936,875

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。

港湾整備特別会計 附属明細書(貸借対照表)
 本会計年度(平成16年3月31日)

(単位:百万円)

	港湾整備	特定港湾 施設工事勘定	相殺消去	合 算
<資産の部>				
現金・預金	17,768	976	-	18,745
たな卸資産	26,879	6,425	-	33,305
未収金	8,317	-	-	8,317
前払費用	2	-	-	2
貸付金	106,762	-	-	106,762
貸倒引当金	△ 1	-	-	△ 1
有形固定資産	123,352	83	-	123,435
国有財産(公共用財産を除く)	118,032	44	-	118,077
土地	59,381	-	-	59,381
立木竹	33	-	-	33
建物	16,770	29	-	16,800
工作物	26,533	5	-	26,539
船舶	14,128	8	-	14,137
建設仮勘定	1,185	-	-	1,185
物品	5,319	39	-	5,358
無形固定資産	3,399	4	-	3,404
出資金	549	-	-	549
資産合計	287,031	7,489	-	294,520
<負債の部>	-	-	-	-
未払金	9,988	-	-	9,988
保管金等	1	-	-	1
前受金	655	-	-	655
賞与引当金	1,149	-	-	1,149
退職給付引当金	39,308	-	-	39,308
他会計繰戻未済金	71,178	-	-	71,178
負債合計	122,282	-	-	122,282
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	164,748	7,489	-	172,237
資産・負債差額合計	164,748	7,489	-	172,237
負債及び資産・負債差額合計	287,031	7,489	-	294,520

港湾整備特別会計 附属明細書(業務費用計算書)

本会計年度(自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日)

(単位:百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾施設工事勘定	相殺消去	合算合計
人件費	17,812	-	-	17,812
賞与引当金繰入額	1,149	-	-	1,149
退職給付引当金繰入額	1,262	-	-	1,262
港湾施設整備費	185,497	-	-	185,497
エネルギー港湾施設工事費	-	12,606	-	12,606
補助金等	118,438	-	-	118,438
港湾整備勘定への繰入	-	1,060	△ 1,060	-
一般会計への繰入	55	-	-	55
庁費等	6,719	13	-	6,733
その他の経費	575	-	-	575
減価償却費	8,005	11	-	8,017
貸倒引当金戻入額	0	-	-	0
資産処分損益	2,514	-	-	2,514
本年度業務費用合計	342,031	13,692	△ 1,060	354,663

資産・負債差額増減計算書(港湾整備特別会計)

本会計年度(自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日)

(単位:百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾施設工事勘定	勘定間消去	合算
前年末資産・負債増差額	179,002	7,105	-	186,108
本年度業務費用合計	△ 342,031	△ 13,692	1,060	△ 354,663
財源	400,071	14,076	△ 1,060	414,147
自己収入	87,103	9,843	-	96,947
港湾管理者工事費負担金収入	72,052	2,586	-	74,638
受益者工事費負担金収入	-	7,255	-	7,255
受託工事納付金収入	13,158	-	-	13,158
その他の財源	1,893	1	-	1,894
目的税等収入	-	-	-	-
他会計(勘定)からの受入	312,967	4,233	△ 1,060	317,200
空港整備特別会計からの受入	1,013	-	-	1,013
特定港湾施設工事勘定からの受入	1,060	-	△ 1,060	-
一般会計からの受入	310,893	4,233	-	315,127
無償所管換等	△ 72,293	-	-	△ 72,293
資産評価差額	-	-	-	-
その他資産・負債差額の増減	-	-	-	-
本年度末資産・負債差額	164,748	7,489	-	172,237

港湾整備特別会計 附属明細書(区分別収支計算書)
 本会計年度(自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日)

(単位:百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾施設工事勘定	勘定間消去	合算合計
港湾管理者工事費負担金収入	72,052	2,586	-	74,638
受益者工事費負担金収入	-	7,255	-	7,255
受託工事納付金収入	14,564	-	-	14,564
資産売払収入	395	-	-	395
貸付金の回収による収入	7,720	-	-	7,720
その他の収入	1,523	1	-	1,524
一般会計からの受入	310,893	4,233	-	315,127
産業投資特別会計からの受入	706	-	-	706
空港整備特別会計からの受入	1,013	-	-	1,013
特定港湾施設工事勘定からの受入	1,060	-	△ 765	-
前年度剰余金受入	26,016	553	-	26,570
財源合計	435,945	14,630	△ 765	449,515
人件費	△ 20,595	-	-	△ 20,595
港湾施設整備費	△ 188,797	-	-	△ 188,797
エネルギー港湾施設工事費	-	△ 12,560	-	△ 12,560
補助金等	△ 119,376	-	-	△ 119,376
港湾整備勘定への繰入	-	△ 1,060	765	-
一般会計への繰入	△ 55	-	-	△ 55
産業投資特別会計への繰入	△ 3,079	-	-	△ 3,076
貸付けによる支出	△ 2,928	-	-	△ 2,928
庁費等の支出	△ 6,688	△ 6	-	△ 6,694
その他の支出	△ 579	-	-	△ 579
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 342,102	△ 13,626	765	△ 354,669
土地に係る支出	△ 13,114	-	-	△ 13,114
建物等に係る支出	△ 62,962	△ 26	-	△ 62,989
施設整備支出合計	△ 76,076	△ 26	-	△ 76,103
業務支出合計	△ 418,179	△ 13,653	765	△ 430,772
業務収支	17,766	976	-	18,743
財務収支	-	-	-	-
本年度収支	17,766	976	-	18,743
翌年度歳入繰入	17,766	976	-	18,743
収支に関する換算差額	-	-	-	-
資金本年度末残高	1	-	-	1
その他歳計外現金・預金本年度末残高	-	-	-	-
本年度末現金・預金残高	17,768	976	-	18,745

